

ML プラン (四国電力エリア)

株式会社フォーバルテレコム

目次

第1条（適用）	2
第2条（本約款の変更）	2
第3条（MLプラン従量電灯 A）	3
第4条（MLプラン従量電灯 B）	5
第5条（MLプラン低圧電力）	7
第6条（初回事務手数料）	10
第7条（その他）	10
第8条（電気需給約款一般条項に関する本約款の特則）	10

MLプラン

第1条（適用）

このMLプラン選択約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が本約款第3条、第4条及び第5条に定義される「MLプラン」にて当社と電気需給契約を締結し、又は「MLプラン」に当社との電気需給契約を変更する場合に、当社の電気需給約款（四国電力エリア）（以下、「需給約款」といいます。）及び当社が送配電会社と締結した接続供給契約（以下、「接続供給契約」といいます。）に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下、電気需給契約、需給約款、及び本約款を併せて「本契約」といいます。なお、需給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものといたします。

本約款は、2023年4月1日より実施するものとし、2023年4月1日以降に当社が支払いを受ける権利が確定する使用電力に適用するものとします。

第2条（本約款の変更）

- （1）送配電会社の定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により需給約款及び本約款変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は民法548条の4に基づき、需給約款及び本約款を変更することがあります。この場合には、需給約款及び本約款に定める電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款及びMLプラン選択約款によります。なお、当社は、需給約款及び本約款を変更する際には、当社所定のウェブサイトへの掲載その他の方法を通じてお客様にあらかじめお知らせいたします。
- （2）消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率に基づき、需給約款及び本約款に定める供給条件及び電気需給契約に定める電気料金を変更いたします。この場合、契約期間中であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給約款、MLプラン選択約款、及び電気料金によります。
- （3）当社は、送配電会社の電気料金が改定された場合、又は発電費用若しくは電気の調達コストの変動その他の合理的な理由により料金改定が必要となる場合は、次の手順に従い、電気需給契約における新たな料金単価を定めることができます。
 - ① 当社は事前に新たな料金単価、及びその適用開始日（以下、「新料金単価適用開始日」といいます。）を書面、電子メール等でお客様に通知いたします。
 - ② お客様は、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の15日前までに、当社に対して所定の様式にて解約を通知することで本契約を解約することができます。この場合には、電気需給契約は、本契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといたします。
 - ③ 上記②に定める期限までに、お客様より解約の通知がない場合は、お客様は新

たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。

- (4) 当社は、本条の規定により需給約款及び本約款を変更する場合において、電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付については、当該変更をしようとする事項、小売電気事業者の名称及び住所、契約年月日及び供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとします。ただし、当該変更が法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更を伴わないものである場合、電気事業法その他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付についてはこれを行わないものとします。

第3条 (MLプラン従量電灯 A)

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ① 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1需要場所において低圧電力（動力）とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電圧等

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行います。

(4) 電気料金

電気料金は、最低月額料金、電力量料金、需給約款附則第1条（再生可能エネ

ルギー発電促進賦課金) (1) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 最低月額料金

最低月額料金は、1か月につき次のとおりといたします。

契約電流10アンペアにつき	0円00銭
---------------	-------

② 電力量料金

電力量料金は、電源料金、諸手数料の合計といたします。

ア 電源料金

電源料金は、四国電力エリアのエリアプライスをエリア損失率で修正した値に、お客様の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、計算後の合計は、小数点第3位を切り捨ていたします。また、電源料金の算出に用いる電力使用量については、計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総電力使用量を30分単位毎で案分したものを、「お客様の30分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。

【式】

お客様の30分毎の電力使用量
×{その30分毎のエリアプライス÷(1-エリア損失率)}
×1.1(消費税等相当額)}

(ア) エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所の30分毎のスポット市場価格を指します。算出に用いる四国電力エリアのエリアプライスはすべて税抜であり、小数点第3位を切り捨ていたします。なお、エリアプライスについては、一般社団法人日本卸電力取引所の取引結果(スポット市場取引結果)よりご確認いただけます。

※ 一般社団法人日本卸電力取引所 (JEPX)

<http://www.jepx.org/market/index.html>

(イ) エリア損失率

各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。託送供給等約款に変更があった場合、当社もそれに基づき、エリア損失率を変更いたします。損失率の変更については、予め了承いただいたものとします。なお、エリア損失率については、四国電力送配電株式会社の託送供給等約款に記載の、低圧で供給する場合の損失率となります。エリア損失率の値については当社ホームページの規約・約款等一覧の別表「各エリア損失率

一覧」よりご確認ください。

イ 諸手数料

諸手数料は、当社が定める諸手数料単価に、お客様の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は諸手数料単価を変更することがあります。この場合、諸手数料単価の変更については予め了承いただいたものとします。

使用電力量1キロワット時につき	17円14銭
-----------------	--------

第4条 (MLプラン従量電灯B)

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ① 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1需要場所において低圧電力（動力）とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電圧等

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとし、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量

- ① 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに需給約款別表2（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、需給約款別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- ② お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、需給約款別表4（契約容量及び契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、送配電会社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 電気料金

電気料金は、最低月額料金、電力量料金、需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 最低月額料金

最低月額料金は、1か月につき次のとおりといたします。

契約電流1キロボルトアンペアにつき	0円00銭
-------------------	-------

② 電力量料金

電力量料金は、電源料金、諸手数料の合計といたします。

ア 電源料金

電源料金は、四国電力エリアのエリアプライスをエリア損失率で修正した値に、お客様の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、計算後の合計は、小数点第3位を切り捨ていたします。また、電源料金の算出に用いる電力使用量については、計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総電力使用量を30分単位毎で案分したものを、「お客様の30分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。

【式】

お客様の30分毎の電力使用量
 $\times \{ \text{その30分毎のエリアプライス} + (1 - \text{エリア損失率}) \}$
 $\times 1.1 (\text{消費税等相当額})$

(ア) エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所の30分毎のスポット市場価格を指します。算出に用いる四国電力エリアのエリアプライスはすべて税抜であり、小数

点第3位を切り捨ていたします。なお、エリアプライスについては、一般社団法人日本卸電力取引所の取引結果（スポット市場取引結果）よりご確認ください。

※ 一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）

<http://www.jepx.org/market/index.html>

(イ) エリア損失率

各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。託送供給等約款に変更があった場合、当社もそれに基づき、エリア損失率を変更いたします。損失率の変更については、予め了承いただいたものとします。なお、エリア損失率については、四国電力送配電株式会社の託送供給等約款に記載の、低圧で供給する場合の損失率となります。エリア損失率の値については当社ホームページの規約・約款等一覧の別表「各エリア損失率一覧」よりご確認ください。

イ 諸手数料

諸手数料は、当社が定める諸手数料単価に、お客様の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定された場合、当社は諸手数料単価を変更することがあります。この場合、諸手数料単価の変更については予め了承いただいたものとします。

使用電力量1キロワット時につき	17円14銭
-----------------	--------

第5条（MLプラン低圧電力）

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ① 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ② 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計又は契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電圧等

供給電気方式及び供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルト

トとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

- ① 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、需給約款別表2（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の（ア）の係数を乗じてえた値の合計に（イ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客様に施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は需給約款別表4（契約容量及び契約電力の算定方法）に準じて算定し、（イ）の係数を乗じないものといたします。

（ア） 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

（イ） 上記（ア）によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

- ② お客様が契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、需給約款別表4（契約容量及び契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、送配電会社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。

契約容量1キロワットにつき	554円40銭
---------------	---------

② 電力量料金

電力量料金は、電源料金、諸手数料の合計といたします。

ア 電源料金

電源料金は、四国電力エリアのエリアプライスをエリア損失率で修正した値に、お客様の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、計算後の合計は、小数点第3位を切り捨ていたします。また、電源料金の算出に用いる電力使用量については、計量器が設置されていないお客さま、またはスマートメーターではない旧計器メーターをお使いのお客さま、スマートメーターを設置済みであっても通信機能が実装されていないお客さまは、算定期間内の総電力使用量を30分単位毎で案分したものを、「お客様の30分毎の電力使用量」とみなして計算いたします。

【式】

お客様の30分毎の電力使用量
×{その30分毎のエリアプライス÷(1-エリア損失率)}
×1.1(消費税等相当額)}

(ア) エリアプライス

一般社団法人日本卸電力取引所の30分毎のスポット市場価格を指します。算出に用いる四国電力エリアのエリアプライスはすべて税抜であり、小数点第3位を切り捨ていたします。なお、エリアプライスについては、一般社団法人日本卸電力取引所の取引結果（スポット市場取引結果）よりご確認ください。

※ 一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）

<http://www.jepx.org/market/index.html>

(イ) エリア損失率

各一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率を指します。託送供給等約款に変更があった場合、当社もそれに基づき、エリア損失率を変更いたします。損失率の変更については、予め了承いただいたものとします。なお、エリア損失率については、四国電力送配電株式会社の託送供給等約款に記載の、低圧で供給する場合の損失率となります。エリア損失率の値については当社ホームページの規約・約款等一覧の別表「各エリア損失率一覧」よりご確認ください。

イ 諸手数料

諸手数料は、当社が定める諸手数料単価に、お客様の使用電力量を乗じた金額といたします。なお、一般送配電事業者の定める託送供給等約款等が改定され

た場合、当社は諸手数料単価を変更することがあります。この場合、諸手数料単価の変更については予め了承いただいたものとします。

使用電力量1キロワット時につき	13円41銭
-----------------	--------

第6条（初回事務手数料）

初回事務手数料として、3,190円（税込）を申し受けます。

第7条（その他）

その他本約款に定めのない事項は、需給約款に定めるところによるものといたします。

第8条（電気需給約款一般条項に関する本約款の特則）

需給約款第5条（3）の定めに拘わらず、「MLプラン」による電気需給契約の契約期間は、契約成立時より2年間とします。なお、期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で自動更新されます。